

【表面/1ページ目】

特別徴収事務の取扱要項

1 特別徴収による納税義務者

市民税・府民税の賦課期日（平成 31 年 1 月 1 日）現在、茨木市に居住し前年中に給与の支払いを受けた者で、かつ、今年の 4 月 1 日現在、給与の支払いを受けている者

2 特別徴収義務者

平成 31 年 4 月 1 日現在、給与の支払いをしている者のうち、所得税法第 183 条第 1 項の規定による源泉徴収義務者

3 特別徴収税額の納入について

特別徴収税額通知書に記載された月割額を、6 月分から令和 2 年 5 月分まで（12 回）の毎月の給与を支払われる際に徴収し、翌月 10 日（ただし、納期末日が休日にあたるときは、その翌日が納期限となります。）までに別紙納入書により下記の金融機関等で納入してください。

4 納入書による納入場所

(1) 茨木市指定金融機関庁内取扱所

(2) 下記金融機関の本店又は支店

（銀行）りそな・三菱 UFJ・三井住友・みずほ・滋賀・関西みらい・池田泉州
京都・大正・みなと

（信託銀行）三井住友

（信用金庫）尼崎・大阪・大阪シティ・北おおさか・京都

（労働金庫）近畿

（信用組合）近畿産業

（順不同）

（農業協同組合）茨木市・北大阪

（令和元年 5 月現在）

(3) ゆうちょ銀行・郵便局

※ 新規にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は指定しなければなりませんので、このしおりに添付されている指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

5 納入書の使用方法

本市の特別徴収納入書は、OCR（光学文字読取装置）により処理するため、次の点に留意してください。

(1) 令和元年 6 月（平成 31 年度当初分）から納入金額に変更のない場合又は年の途中で新規に特別徴収義務者となった場合は、納入金額が既に印字してありますので、そのまま納入してください。

(2) 年の途中で納入金額に変更があった場合は、既に印字してある納入金額では納入することができませんので、次の要領で納入金額を記入、訂正の上、納入してください。（納入書は、改めてお送りしません。）

【裏面/2ページ目】

《納入書記入方法》

- ① 「納入金額 (1)」の欄に金額の記載がある場合は、その金額を横線で消し(訂正印不要)、「納入金額 (2)」の欄に変更後の金額を記入してください。(納入書表紙(裏面)に訂正例を示していますのでご参照ください。)
 - ② 「納入金額 (1)」の欄が*****の場合は、通知された金額を「納入金額 (2)」の欄に記入してください。
 - ③ 金額の先頭に半角記号は絶対に記入しないでください。
 - ④ 数字は、標準字体にならって、所定の枠からはみ出さないように注意してください。
 - ⑤ 黒のボールペンで記入してください。標準字体

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
- (3) その他の注意事項
- ・納入済通知書は光学機械で読み取りますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
 - ・納入書の後ろ 3 枚は予備の納入書です。予備の納入書を利用される場合は、「年」・「月」の欄も必ず記入してください。
 - ・納入書の再発行等については、市民税課までお問い合わせください。

6 私製納入書を利用される場合について

本市からお送りしております納入書とは別に、私製納入書（例えば、金融機関の「地方税納入サービス」）を利用される場合、納入済通知書には必ず特別徴収義務者指定番号（4 で始まる 8 桁の番号）を記入してください。

7 特別徴収税額を滞納した場合

特別徴収義務者が、納期限までにその徴収税額を納入しなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1% の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年 7.3% の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年 14.6% の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合とし、年 7.3% の割合にあつては当該特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合には、年 7.3% の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

また、督促状を受け取られた場合は、督促手数料 50 円を加算して納入してください。

8 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合、又はこれを変更する必要があるが生じた場合は、ただちに特別徴収税額を変更し、「市民税・府民税特別徴収税額変更通知書」をお送りします。この場合の市民税・府民税の徴収額は、この変更通知書に記載してある月割額になります。